

## トルコおよびフランスの旅

尾 中 普 子

(法学部教授)

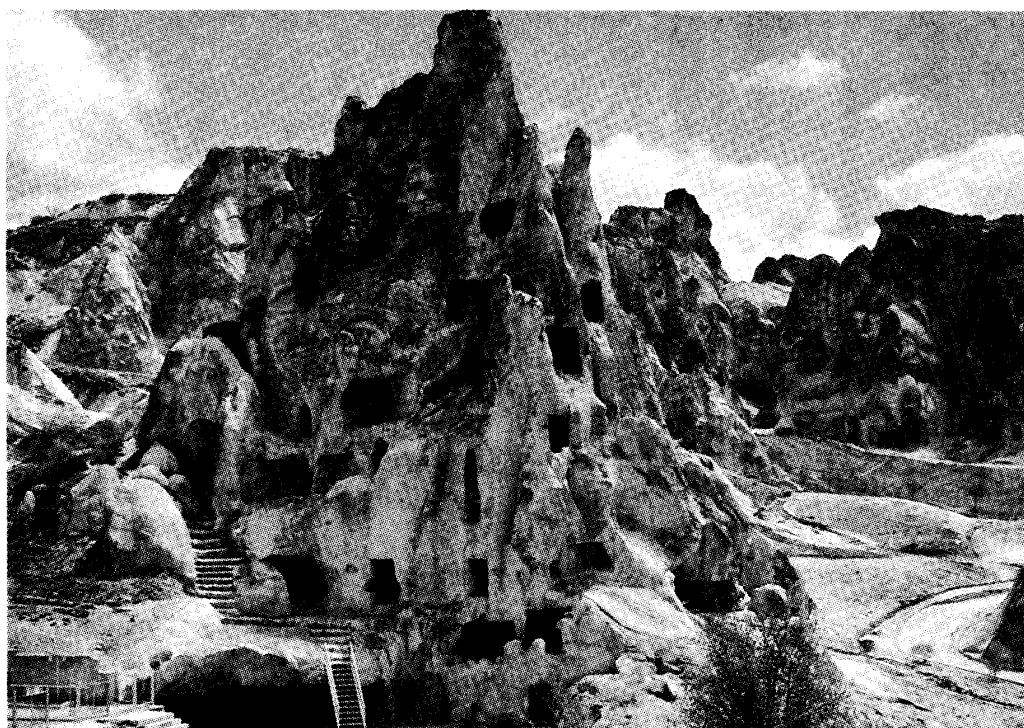
今回の海外出張は、本学における創立70周年記念事業の一環として計画された、法学部・法律学科による「21世紀における国家と人権および民族自決権の法的概念の実証的研究」の調査および資料蒐集のため行われたものである。そのテーマは、トルコおよびフランスにおける難民問題の研究であったので、まずトルコを、そしてフランスを訪ねた。この手記は、そのときの旅行記であるが、皆さんの参考になればと思い、パリ南大学ジャン・モネ学部の司法研究所の構成について、後半に少し詳しく述べることにした。

6月23日、イスタンブールを經由してアンカラにつく。アンカラは、アナトリア高原の西部にあって、トルコ共和国の首都である。国連難民高等弁務官事務所(U. N. H. C. R.)の事務局もここにある。当日は、夜おそく着いたので、明日から活動を開始することとした。

6月24日、アンカラから約140kmのカマンにある中近東文化センターの遺蹟発掘現場を見学してから、さらにカッパドキアに同文化センターの理事である大野盛雄氏の案内で行くことになった。中近東文化センターは、三鷹に本部をおく財団法人である。総裁は三笠宮であって、現在文部省の所轄にある。このカマン郡のチャウルカン村のカレホユックに同文化センターの遺蹟発掘調査隊の基地がある。ここでは10年ほど前から、毎年5月から10月頃まで紀元前(B. C.) 2000年から1200年にかけて支配していたヒッタイト[時代]の遺蹟発掘が行われている。現在16mの深さに掘り下げて作業がなされている。この発掘の隊長は主任研究員である大村幸弘氏であり、これに協力するものとして、現在ドイツの大学院で博士論文を作成中の日本人の院生3人、大学生10人(筑波、早稲田、慶応、国学院等)がいる。さらにこの現場では土器等の他に動物の骨および植物も発見されるので、前者についてはアメリカのハーバード大学の動物考古学研究者、後者についてはロンドン大学の植物学研究者が参加している。その他にチャウルカン村の住民150人が手伝いをしている。先に紹介した大野盛雄氏は、カマン郡の現在の社会経済構造の調査のために参加されている。

発掘の現場は、わずかな緑と低い丘に囲まれた茶褐色一面の地であり、40度Cの温度に加えて、強風が吹いている。ここで気の長くなるような発掘および整理の作業が行われている。このような風土、環境の下では、若い者でも一度は精神的、肉体的に耐えがたい経験をしているとのことである。この発掘はあと30年間も行われるということであり、イギ

リス、ドイツ、フランスの約百年前からの開始に比べれば、その経験はまだ浅いが、長い忍耐を要する研究をまのあたりにするとき、その積み重ねの尊さを痛感する。このような現状の中でやすらぎを与えるものは、何であろうか。この基地の中には三笠宮記念の庭園といわれるものがある。日本風に作られており、所々の緑の樹木に囲まれた池があり、鮮やかな緑の芝生もみられる。この庭をみると、ほんとに安心する。さらに何といても大切なのは、人と人との触れ合いであろう。丁度昼食時になり、全員、仮設の食堂に集まった。澤山の手作りのピザパイが次々と食卓に運びこまれ、一同はなごやかに話をしながら、休憩の一刻を過ごしている。このような環境作りによって、困難な作業も達成することができるのであろう。



隊員の皆さんと別れを告げ、チャウルカ村を後にして、200kmの道のりを一路カッパドキヤに向かった。

カッパドキヤはトルコの東部地方の古代地名であり、アナトリア高原（標高1000m）の中心にある。ヒッタイト時代から交易ルートに必要な街として繁栄してきた。このあたりは、アナトリア中央部も含めて紀元前1500年頃までは内海であったといわれている。キノコ状の岩の多い大奇岩地帯であり、その地層は数億年前に起こったエルジェス火山の噴火によって、火山灰と溶岩が数百メートルづつ積み重なったものであり、その後風雨によって侵食され、残された固い部分が、たけのこ状の不思議な岩山となったものである。この岩山にはキリスト教修道士によって横穴式につくられた多くの洞窟修道院がある。この修道院は

6世紀から13世紀時代のものであり、その中には寝所、食堂、集会所、教会堂がある。とくに重要なのは教会堂であり、地上に建てられたのと同様に構成されている。その数は、300余りあり、ギョレメ、シャウシン、ジルベ等の広大な地域の中にある。これらの洞窟教会堂は1907年から40年にかけて行われたフランスのジェルファニオン神父によって発見され、研究の対象となるようになってから広く知られるようになった。

その昔キリスト教修道士がイスラム教徒からの迫害にもかかわらずその信仰を深めてきたとのことである。辺境の地での、かつ厳しい風土を伴っての信仰生活をおもい感無量である。果てしなく広がるカッパドキヤの地に不思議な神秘性を抱くのは私だけではないであろう。

往路はワゴン車の後に横になっての長い道程であったが、復路はやや楽になり、車窓から塩の湖もみることができた。

6月25日、アンカラの市内をアンカラ城、考古学博物館、民族学博物館、アンカラ大学の順序でめぐることになった。

アンカラ城はウルス地区周辺にある城で、二重の城壁を有している。内側の城壁は、7世紀にアラブの進行から防御するためにビザンチン帝国が築いたものであり、外側は、9世紀に入り激烈となったアラブからの進行に備えて補修されたものである。丘の頂上には最後の拠点となった城がある。その城壁は修復をうけて残っており、現在その城壁内で生活している人々もいる。このあたりは、乾燥果物等の食料品、その他の生活必需品を売る店が建ち並び、にぎわいを見せている。

このアンカラ城下にはビザンツ時代の城壁がある丘に考古学博物館がある。その昔の隊商宿であったものが15世紀になって、貴金属の市場とされた建物である。通称ヒットライト博物館である。アナトリアからの出土品（原始時代～新石器時代、青銅器時代、アッシリア植民地時代、ヒットライト時代の作品など）が年代順に展示されている。ヒットライト時代の造形物、ギリシャローマ時代の装飾品など、芸術的にも優れている作品が澤山ある。ここで、絵はがきと紀元前2～3世紀時代に儀式用として造られた青銅の記章のレプリカを買い求めた。10万トルコリラということで躊躇したが、実は日本円にして300円であった。

考古学博物館を出て、アンカラ駅の近くの民族博物館に行く。かつては大金持ちの邸宅であった建物である。館内にはトルコ民族の歴史を知るための生活用具の品、たとえば、昔の衣装、じゅうたん、陶器などの他、武器、楽屋などもある。印象に残ったものは、木製のミンバル（説教壇）であった。この博物館の正面入口には、トルコ共和国の国父といわれるケマル・アタテュルクの遺骸が没後15年間安置されていたが、1953年に新たに完成されたアタテュルク廟に移されている。

道順に沿って、次にアンカラ大学にむかう。緑のキャンパスに囲まれて、1925年に創設された法学部の建物がある。夏休みのせいであろうか、学生の姿は殆どみられなかった。

トルコの旅も実質は2日間という短いものであったが、きわめて内容の充実したものであった。ヨーロッパの一隅にあるがヨーロッパ的でないトルコ、とくにアンカラ、カマン、カッパドキアの地を見聞するに及んで、近代化された都市の背後にある伝統の深さとともに人々の素朴さ、とくに旅のみちすがらに出会った地方の人々を思い出すとき、その感を深くする。



7月1日、パリ郊外のSceauxにあるパリ南大学のジャン モネ (Jean Monnet) 学部にジャン ペノウ教授 (Jean Penneau) を訪問した。ペノー氏は医学博士でかつモネ学部の教授であり、医事法についての権威者であるが、現在同学部の司法研究所の所長でもある。同学部はパリ南大学の一つに属するものであり、フランスの大学のなかでも首位を占めるものである。ジャン モネ氏 (1888~1978) は統一ヨーロッパの構想を推進し、これをモネ計画として発表しフランス経済の近代化を図った人である。モネ学部は第3課程 (3eme cycle) および司法研究所 (Institut d'Etudes Judiciaires) がある。同研究所には弁護士職地方養成所入所試験 (Examen d'entrée au Centre Regional de Formation Professionnelle d'Avocat) [以下、弁護士試験とする] および国立司法学院入学試験 (裁判官・検事) (Concours d'entrée à l'Ecole Nationale de la Magistrature) [以下、司法官試験とする] の準備コー

スがある。

ここではこの二つの試験とその準備コースの内容について説明する。

## I 弁護士試験

弁護士試験には第1次試験（筆記試験）と第2次試験（口述試験）とがある。

### A 筆記試験

- (1) 法律、社会、政治、経済又は現代社会の文化に関する資料に基づいて5時間で総論的レポート（Note de synthèse）を作成する。
- (2) 実務的な性質の筆記試験では、民法の問題および、刑法、行政法、商法、社会法又はEC法の中で、あらかじめ受験者が選択した問題<sup>(1)</sup>についての答案を5時間で作成する。

### B 口述試験

- (1) 基本的人権（Droits fondamentaux）の保護に関する問題について15分間の試験委員との討論につづく1時間の準備ののち約15分間でまとめの報告をする。（点数は係数3を乗ずる）。
- (2) A(2)の筆記試験で受験者が選択しなかった問題および民事訴訟法、刑事訴訟法の中から、あらかじめ受験者が選択した問題について、30分間の準備ののち約15分間の口述試験を受ける。

- (3) 受験者があらかじめ選択した次の現代外国語の1科目について口述試験を受ける。

ドイツ語、中国語、イタリア語、ロシア語、英語、スペイン語、日本語、アラビア語（古典又は方言）、ヘブライ語、ポルトガル語。

各筆記試験、口述試験は0～20点までの点数が付けられる。（B(1)の口述試験には係数3を乗ずる）。

すべての筆記試験に不合格の場合には、免除の場合を除いて、口述試験を受けることはできない。筆記試験で得た点数の平均が10～20点までの場合は合格とする。これは試験を受けた年度内に限って効力を有する。

筆記および口述試験に合格するためには、平均が10～20点でなければならない。弁護士試験は3回以上は受けることができない。

### C 免除について

法律学科でDEA（高等教育免状）およびDESS（高等専門研究免状）を有するものは、前記B(1)の口述試験以外は免除される。

法律学科又は政治学科においてDEAを有するものは、総論的レポートを免除される。

法律学科でDESSを有するものは、実務の性質の筆記試験を免除される。口述試験は次の科目の中から、5つを選択して受験しなければならない。

刑法、行政法、商法、社会法、EC法、民事訴訟法、刑事訴訟法、民事執行法、税法、会計法。

しかし、大学の第二課程を修了して国家免状 (Diplome d'état) を有するものが、その取得のために口述試験の課題に適応する授業に出席したことを証明し、10～20点までの点数を得ているときは、それに相応する口述試験は免除される。

### 試験の準備コース

準備期間は1年間である。

1. 6科目の授業が、日程表にしたがって、土曜日 (13 p.m～18 p.m) に行われる。
2. 法律の試験については、民法、行政法、刑法、商法、および基本的人権の保護について、セミナーが1週2時間で20週行われる。

模擬試験は、日程表にしたがって原則として土曜日に行われる。

3. 口述試験のディスカッションの演習は、日程表にしたがって2学期中の土曜日に行われる。
4. セミナーで開講していない科目については、学部の授業に出席することができる。
5. 現代外国語を修士課程で選択しなかった学生は、司法研究所が用意した特別の授業 (英語又はスペイン語) に出席することができる。

## II 司法官試験

弁護士試験と同様に司法官試験には第一次試験 (筆記試験) と第二次試験 (口述試験) がある。

### A 筆記試験

- (1) 社会的、法律的、政治的、経済的なテーマおよび現代社会の文化的なテーマについて小論文 (Composition) を作成する。(5時間、×係数5)。
- (2) 民法の問題について小論文を作成する。(5時間、×係数4)。
- (3) 受験者があらかじめ選択した刑法 (総論と各論)、又は国内公法 (Droit publique interne) に関する小論文を作成する。(5時間、×係数3)。
- (4) 法律問題に関する資料に基づいて、総論的レポートを作成する。(5時間、×係数3)。

### B 口述試験

- (1) 試験委員との会話であり、前記A(1)の問題について、受験者の選択により、その問

題点の考察か又は一般的な条文の解釈から始める。受験者はこの試験の準備に1時間を使うことができる。(30分、×係数5)。

- (2) 受験者があらかじめ選択した商法又は行政法のいずれかの科目についての口述試験を行う。(30分、×係数5)
- (3) A(3)で受験者が選択しなかった問題についての口述試験を行う。(30分、×係数2)。
- (4) 司法組織、行政裁判所、刑事訴訟、民事訴訟および行政訴訟に関する口述試験を行う。(15分、×係数2)
- (5) 社会法についての口述試験を行う。(15分、×係数2)
- (6) 会話に続いて法文の翻訳を含む現代語の口述試験を行う。外国語のリストは、国璽証書：司法大臣のアレテによって定められる(ドイツ語、英語、古典又は現代のアラビア語、スペイン語、イタリア語とロシア語)。(30分、×係数2)。
- (7) 体育実技の試験は、司法大臣のアレテによって定められる。医師によって体育の試験を受けるのに適しないとされた受験者は、委員長の決定により試験を免除される。この場合、筆記試験と口述試験の係数を乗じたのちに、受験者が得た点数の合計の平均(点)に等しい点が自動的に与えられる。ただしその点数は体育実技に参加した受験者の全体が得た点数の平均を越えることができない。(×係数1)。

#### C 選択試験 (Epreuves facultatives)

受験者は次の試験で得た点数が平均より高い場合には、5ポイントの範囲内で点数をを加算される。

すなわち外国語を対象とする20分間の口述試験(×係数1)(現代語の必修試験を除く)、又はその方法が司法大臣のアレテで定められたスポーツについてである。(×係数2)。

#### D 試験委員 [会] Le jury

一次試験と二次試験の試験委員は次の如くである。

- －破毀院の構成員以外の司法官(委員長となる)
- －法律科目を担当する大学の2人の教授又は助教授
- －conseil d'état (Conseil d'état) の構成員又は会計検査院の司法官
- －司法系統 (Ordre judiciaire) の司法官

#### E 試験の経過

2つの試験は4日間にわたり行われ、受験者が登録した地を管轄する控訴院の所在地

で行われる。他の管轄地での受験を要求することもできる。

一次試験で、受験者は条文毎に、実務家が評釈した法典を除いて学説又は判例の参照条文を含む法典又は法令集およびデクレを使用することができる。さらに学説又は判例の表示のない法典または法令集とデクレを使用することができる。ただし、他の規定および規則を参照することができない。

体育の選択試験については、受験者は、登攀、柔道、落下傘降下、飛行機の操縦、グライダーの操縦の中から選択することができる。

身体的障害が司法官の職務執行と両立するものと認められた受験者のために、試験委員は、理由を付した決定によって、準備又は実施について時間の延長を認める。ただし他の受験者が有する時間の3分の1を越えることはできない。

#### 成績の発表と司法官試補 (Auditeur de justice) の任命

試験が終了すると、各委員は2つの試験に課せられた制限内で、評価の順位によって、合格した受験者の名簿を作成する。

空席が、辞任、死亡又は肉体的不適格によって生じる場合には、国立司法学院に入学を認められた受験者の補充リストが作成される。これらのリストは官報に公表される。ついで国璽証書、司法大臣のアレテによって司法官試補の任命がなされる。ただし、入学許可は、1959年2月4日のデクレ第310号の第13条に定められた身体検査の結果に従う。これらの受験者は、国家役務 (Service national) に従わなければならないのであり、入学前にその義務を果たさなければならない。

#### 試験の準備コース

1. 準備コースの開始時期、総括的説明、模擬試験 (日程) については、弁護士試験の準備コースと同様である。
2. 法律の試験についてのセミナーは民法、刑法、公法 (当事者である学生の数に応じて行われる) の問題について少なくとも1週に2時間20週間行われる。
3. 一般教養 (Culture générale) については、一般教養と方法論、経済概論、政治概論、歴史概論について2時間づつの10のセミナーが行われる。
4. 口述試験の練習－日程表にしたがって2学期中の土曜日に行われる。補講は一次試験の結果の後に行われる。
5. 語学の授業－学士又は修士の段階で、現代外国語の試験を受験しなかった学生は、英語、ドイツ語又はスペイン語によるセミナーに出席することができる。



6. 学部によって行われる時事の問題に関する講演を受けることができる。
7. 体育の実技試験の準備については、積極的に体育の準備に取り組むことがすすめられる。

以上がフランスの弁護士試験、司法官試験および司法研究所におけるこれらの準備コースの概要である。日本の司法試験制度と比較すると異なる点が多いので、紹介した次第である。

#### 注

- (1) 受験の登録のときに受験者が選択する。